

公募に関する質問と回答（「ワンヘルスの森 四王寺ビジターセンター（仮称）」整備事業基本・実施設計業務）

整理番号	質問票提出日	質問内容	回答
1	4/21	別添1 参加表明書及び技術提案書1(1)⑥ 様式7が見当たりません。(データ.docx) 様式技の2~6のことでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式7の添付が漏れていたため、様式7(Excelファイル)を追加しました。 ・関連して様式2の「提出書類」にも様式7に関する記載が漏れていたため、様式2を修正しました。
2	4/21	実施要領 5.参加資格 参加表明書(様式6) 欄下段 実施要領5(12)、(13)がありません。 実施要領 別表1、(再掲)のことでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6に記載の実施要領5(12)、(13)については実施要領6(10)の誤りです。 ・様式6を修正しました。
3	4/21	実施要領 5頁 10.失格事項について 公平性から、「ワンヘルスの森 四王寺ビジターセンター（仮称）」等整備基本計画策定支援業務の、受託・作成者は、発注者の内部情報を熟知し、計画地の特性を数ヶ月に渡り、検討していることから、本プロポーザルに参加することは、失格事項に本来該当し、3社J.V.の個別の設計者とJ.V.等での参加、または、協力事務所での参加は失格になると思いま	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施要領5参加資格」及び「実施要領6参加条件」を満たしており、「実施要領10失格事項について」に該当しない場合は失格にはなりません。ご質問のあった内容は失格事項のいずれにも該当しないため、「ワンヘルスの森 四王寺ビジターセンター（仮称）」等整備基本計画策定支援業務の、受託・作成者という理由で失格にはなりません。

		すが、どのようにご判断かを明示ください。	
4	4/21	<p>実施要領 9頁 別表1 同種・類似の建築物</p> <p>木造建築物、とは、「今後の木造建築の先駆的モデルとなるよう、床、壁、天井といった構造材には、県産木材 CLT を積極的に使用」整備基本計画では、鉄骨造一部 CLT 造、RC 造一部 CLT 造などがあると思います。スラブや壁に CLT を用いたものは、同種・類似の木造建築と考えて良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造や鉄筋コンクリート造といった他の構造形式と CLT との併用構造や、床や壁に CLT を用いる部分的利用についても同種・類似の木造建築と考えて良いです。 ・具体的には下記公表資料の10ページ（PDF7ページ）に記載の「CLT 併用構造」「CLT 部分的利用」に該当する構造のものは、同種・類似の木造建築としますので、ご確認ください。 <p>【外部アドレス】</p> <p>公益財団法人 日本住宅・木材技術センター発行 CLT 建築事例集 2023-CLT 活用建築物等実証事業から-</p> <p>https://www.howtec.or.jp/files/libs/5145/20240327111703760.pdf</p>
5	4/22	<p>様式4 参加資格</p> <p>個人事業主が JV 構成員となることは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領5参加資格を満たしていれば構成員となることは可能です。
6	4/22	<p>様式6 業務実績調書</p> <p>前職での担当実績は評価対象になりますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業者（会社）としての業務実績を評価するため、様式6業務実績調書に前職での担当実績を記載することはできません。

7	4/22	<p>仕様書 P2 設計と条件</p> <p>(2)施設の条件、③学習展示棟(改修)の主要構造は、鉄骨造、一部木造の理解でよろしいでしょうか。整備基本計画にはRC造一部木造と記載があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画が正しいです (RC造一部木造)。
8	4/22	<p>仕様書 P14 成果物</p> <p>(2)実施設計【建築総合】(その2)追加業務の、ダイオキシン調査報告書、PCB 調査報告書は必要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加業務で実施するものは委託仕様書 P5 でチェックが入っている項目になります。よってダイオキシン調査報告書、PCB 調査報告書は不要です。
9	4/22	<p>参加表明書作成要領 P1 提出書類等</p> <p>提出書類等の⑥業務・実務視認技術者の経歴等調書(様式7)のデータはありますか。ダウンロードのデータには様式6までしか添付がない為。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1の回答のとおりです。様式7(Excelファイル)を追加しました。
10	4/22	<p>実施要領6(10)</p> <p>実施要領p4に「別紙1で定める規模以上の木造建築物」とありますが、ここでの「別紙1」とは「実施要領-別添1」のことでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1とは実施要領P8「技術提案書の評価基準」であり、別紙1の別表1(P9)に規模等の条件が記載されています。 ・なお、「実施要領-別添1」2(4)にも同じ内容を記載しています。

<p>11</p>	<p>4/22</p>	<p>参加表明書及び技術提案書作成要領（実施要領一別添1）2（4）（オ）</p> <p>同種又は類似業務の実績は PFI 事業における建築設計の実績でも可と考えて宜しいでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業者（会社）の業務実績（業務遂行能力）を評価するため、受注形態は問いません。よって PFI 事業における建築設計の実績でも可です。
<p>12</p>	<p>4/23</p>	<p>共同事業体協定書の提出時期について</p> <p>様式6「業務実績調書」と07 参加表明書及び技術提案書作成要領 のp1「1 参加表明書の作成要領（3）①」</p> <p>「参加表明書及び技術提案書作成要領」1の(3)①に、「なお、受託候補者に選定された場合、速やかに共同事業体協定書を提出できるよう準備しておくこと」とありますが、様式6「業務実績調書」の下部には、「共同企業体協定書（JVの場合のみ）の写しを添付すること」と記載があります。共同企業体協定書は、「参加表明書及び技術提案書作成要領」1の(3)①の通り、受託候補者に選定された場合に提出するということでしょうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加表明書及び技術提案書作成要領」1の(3)①については、今回の公募にJVとして参加する場合の留意事項を記載しているものです。よって、今回の公募にJVとして参加場合は「参加表明書及び技術提案書作成要領」1の(3)①の通り、参加表明時には共同企業協定書の提出は求めませんが、受託候補者に選定された場合に提出できるよう準備をお願いします。 ・なお、様式6「業務実績調書」については過去の実績を記載するものです。よって様式6「業務実績調書」にJVによる業務実績を記載する場合は、その業務を受注した際の共同企業体協定書の写しの添付が必要です。

<p>13</p>	<p>4/23</p>	<p>「様式7 業務・実務主任技術者の経歴等調書」 について</p> <p>07 参加表明書及び技術提案書作成要領 の p1 「1 参加表明書の作成要領(1)⑥及び(3)③」</p> <p>ホームページやご提供いただいている様式類の 中で、様式7が見当たりませんが、様式は任意でし ょうか？それともご提供いただけるのでしょうか</p>	<p>・整理番号1の回答のとおりです。様式7 (Excel ファイル) を追 加しました。</p>
<p>14</p>	<p>4/23</p>	<p>「実施要領5 (12)、(13)」について 様式6「業務実績調書」</p> <p>「様式6 業務実績調書」の下部に、「実施要領5 (12)、(13)」とありますが、実施要領内に見当たり ません。お示しいただけるでしょうか</p>	<p>・整理番号2の回答のとおりです。様式6を修正していますので、 最新のファイルをご利用ください。</p>
<p>15</p>	<p>4/23</p>	<p>福岡県入札参加資格申請と同等の書類の提出につ いて</p> <p>01 実施要領 p1 「5 参加資格」(1)</p> <p>「01 実施要領」の「5 参加資格」(1) に「令和 8年5月8日(金)午後5時まで、福岡県入札参加 資格申請と同等の書類を参加表明書と同時に提出</p>	<p>・提出先は「9 担当部署」です。</p>

		し、同等の資格があることの確認を受けた場合はこの限りでない」とありますが、提出先は「9 担当部署」でよろしいでしょうか？それともふくおか電子申請サービスにて電子申請するのでしょうか？	
16	4/23	<p>「様式6 業務実績調書」の業務実績について 様式6「業務実績調書」</p> <p>様式6「業務実績調書」の下部に、「業務実績及び配置予定者を1件分記載」とありますが、1物件と考えてよろしいでしょうか？弊社の実績として同一の建物の業務ですが、業務名が基本設計・実施設計・工事監理等業務と3つに分かれています。1物件分と考えて、3業務記載してもよろしいでしょうか？それとも実施設計のみの1業務を記載すべきでしょうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計又は実施設計のどちらか1件（1業務）を記載してください。
17	4/23	<p>事務的評価（企業）のCPD、手持ち業務について 様式6「業務実績調書」</p> <p>「様式6 業務実績調書」の下部に、「「事務的評価（企業）」により評価を行うので留意すること」とありますが、「10 参加表明書等（様式2～6）」内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明の時点では、CPDと手持ち業務に関する記載は不要です。

		<p>には特にCPDや手持ち業務を記載する箇所や証明するための書類の提出が求められた記載が見当たりません。参加表明の時点では、CPDと手持ち業務に関する記載は特に不要と考えてよろしいでしょうか</p>	
18	4/23	<p>実施要領6.参加条件4頁「注:」及び、8頁「(別紙1)技術提案書評価基準」</p> <p>評価点が既に公表されていて、参加表明時に同種と類似に対し、立場が1.業務2.実務3.担当と分かれているのは、1.元請 管理技術者 2.元請 主任技術者 3.元請の技術者または協力会社の技術者と同意と理解して、いいでしょうか。参加表明のJ.V.チームを組みたいのでご回答ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的にはご質問内容の名称・認識で理解されていることが多いようですが、別紙1「実績の立場」における業務主任技術者、実務主任技術者、担当技術者（上記以外の者）につきましては、実施要領6参加条件の「注」を参考にしてください。 ・今回の業務に従事する業務主任技術者、実務主任技術者等の条件については、実施要領6参加条件を熟読願います。
19	4/23	<p>実施要領6.参加条件4頁「注:」及び、8頁「(別紙1)技術提案書評価基準」</p> <p>上記理解であると、類似の325㎡以上の設計実績が個別に2件ある場合は、1.元請でと、2.主任技術者でと、2件違うものがあれば同意の、1.業務2.実務の加点と考えていいでしょうか。参加表明のJ.V.チームを組みたいのでご回答ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式7や様式技-2～技-5に記載する「同種業務の実績」については、1人の技術者が複数の実績を有している場合でも、より配点が高い実績1件のみを加点するため、より配点が高い実績を記載してください。